

令和2年度第2回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 令和2年12月4日（金）14時30分～15時42分 造幣局会議室

委員 谷口 勢津夫（大阪大学大学院高等司法研究科 教授）
瀧 洋二郎（浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士）
石田 眞得（関西学院大学法学部 教授）
吉持 敏彦（独立行政法人造幣局 監事）
村上 佳子（独立行政法人造幣局 監事）

審議対象 個々の契約案件の事後点検【令和2年度上期（4月～9月）】

- | | |
|--------------------------|------|
| （1）新規の随意契約となった案件 | 5件 |
| （2）2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 | 2件 |
| ・うち一般競争入札で一者応札のもの | （0件） |
| ・うち公募で一者応募のもの | （2件） |

調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- （1）随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検
 - ・随意契約及び一者応札・応募契約におけるいわゆる落札率（契約金額／予定価格）による点検
- （2）調達等合理化計画の実施状況の点検
 - ・契約全体の一覧表による点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし

意見・質問	回答
<p>(競争性のない随意契約となった案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の契約情報の公表について、公表しないものは契約があったこと自体も出さないのか。また、随意契約の件数にもカウントしなくなるのか。 <p>(予定価格の適正性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供できる者が一者しかいない調達案件の予定価格はどのように設定するのか。 ・提供できる者が一者しかおらず、随意契約となっている調達案件について、当該者から徴取した参考見積価格と同額の予定価格を作成し、当該者が参考見積価格と同額の応札価格を提示すれば、落札率が100%となるが、その際の説明としては、一般競争入札で落札率100%となった場合の説明と同様に、予定価格と応札価格がたまたま同じものになったという説明でよいと思うが、なぜ、値引きがないから100%という説明をするのか。 ・一般競争入札で札を開けたときにお互い突き合せたら落札率が100%になっていましたというのと、随意契約で値引き交渉をしたけれども値引きがなかったので落札率が100%になったというのは意味が違うのではないか。 ・適正価格の適正という言葉の意味として、 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の件数についてはすべてカウントする。そのうち、取引自体を秘密にする必要があるものについては公表資料からすべて削除し、契約先より公表をしないしてほしいとの依頼を受けた案件については、当該依頼を受けた部分については不開示情報とした上で公表している。 ・過去の調達実績や参考見積りを参考に予定価格を設定している。 ・一般論として参考見積りは予定価格を作成する際のエビデンスとして徴取しているものであり、必ずしも参考見積り額をそのまま予定価格としているものではない。但し、提供できる者が一者しかいない随意契約の調達案件では参考見積り額と同額を予定価格とする場合もある。このような案件であっても、造幣局では、この価格から値引き交渉を行っているので、落札率が100%となった際には、「値引きされなかったため」と説明しているものである。 ・委員ご指摘のとおりである。 ・承知した。頂いたご意見も踏まえ、再度

より一般的、客観的になる、例えば料金表などで設定した価格を適正価格としてはどうか。

・(落札率が25.9%の案件について)業者への聞き取りの結果、ほとんど利益がないけれど頑張ったとの説明であったが、逆にそもそも予定価格がちょっと高過ぎたということはないか。

また、参考見積りを徴取した業者の中には契約先は入っていないのか。

(価格の合理性について)

・税理士法人による税務相談業務について5年契約というのはかなり長いのではないか。合理性はあるのか。

・源泉所得税と消費税に係る相談で、年間300万円とは適当な価格なのか？

(調達等合理化計画の実施状況について)

・販売品輸送業務は、コロナの影響で一者応札になったとのことだが、普段はどれくら

考えさせていただきたい。

・本件は5者入札に参加しており、契約先以外の業者の応札金額と比較すると、予定価格は遜色ない規模であったことから適正な価格設定であったと思っている。

なお、参考見積りを徴取した業者の中には契約先は入っていない。

・造幣局の業務を熟知している方にできる限り継続的に相談にのって頂くことが合理的と考えている。ただし、公的機関では複数年の契約をするにしても5年が限度というルールがあることから、5年間の複数年契約を締結しているところである。

・本契約はタイムチャージ制の単価契約となっており、資料に記載している金額は1時間当たりの単価に予定数量を乗じて算出した概算金額であり、実際の支払い金額は相談内容により異なる。単価については、契約先の標準価格よりは安い金額で契約しているが、本契約では相談内容は文書での返答を要件としているので、通常的口頭での返答と比べ若干高くなっていると思われる。

・2～3者である。全国を網羅する必要があるので対応いただける業者が限られてし

<p>い入札に参加するのか。</p> <p>・製造貨幣等輸送業務は、納入先の建物の形状などから1者になっているとのことであったが、そういう理由であれば、今後も同様の状況が続く見込みであるか。</p>	<p>まうのが現状である。</p> <p>・いろいろとお声掛けはしているが、いい返事は受けていない。</p>
---	--